

時差勤務、勤務間インターバル

1 時差勤務

(1) 制度概要

試行期間	平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	
対象所属・職員	全所属・全職員（特例勤務職員を除く）	
勤務時間	勤務形態	勤務時間
	早出A	7:30～16:15
	早出B	7:45～16:30
	早出C	8:00～16:45
	早出D	8:15～17:00
	通常	8:30～17:15
	遅出A	8:45～17:30
	遅出B	9:00～17:45
	遅出C	9:15～18:00
	遅出D	9:30～18:15
指定方法	職員の希望を基に、業務の状況を勘案して指定 (育児介護職員を優先)	

(2) 利用実績 (H30.10)

	早出A 7:30-	早出B 7:45-	早出C 8:00-	早出D 8:15-	通常 8:30-	遅出A 8:45-	遅出B 9:00-	遅出C 9:15-	遅出D 9:30-	時差 計
本庁	28 1.2%	19 0.8%	83 3.6%	107 4.6%	1,677 71.9%	54 2.3%	59 2.5%	289 12.4%	18 0.8%	657 28.1%
出先	96 3.1%	45 1.4%	209 6.7%	125 4.0%	2,441 78.5%	69 2.2%	50 1.6%	60 1.9%	13 0.4%	667 21.5%
計	124 2.3%	64 1.2%	292 5.4%	232 4.3%	4,118 75.7%	123 2.3%	109 2.0%	349 6.4%	31 0.6%	1,324 24.3%

2 勤務間インターバル

長時間労働や過労死の防止等の観点から、仕事を終えてから次に働き始めるまでに一定の休息時間を設ける制度で、平成 30 年 5 月厚生労働省は「過労死防止大綱」を改定し、勤務間インターバル制の導入企業の割合を 10%以上とする数値目標を初めて盛り込んだ。

勤務間インターバル制のイメージ

※休息11時間の場合

